

複数件一括の測量・設計等業務委託の運用を見直します！



令和7年2月27日
京都市建設局
〔担当：建設企画部監理検査課〕
電話：222-3548

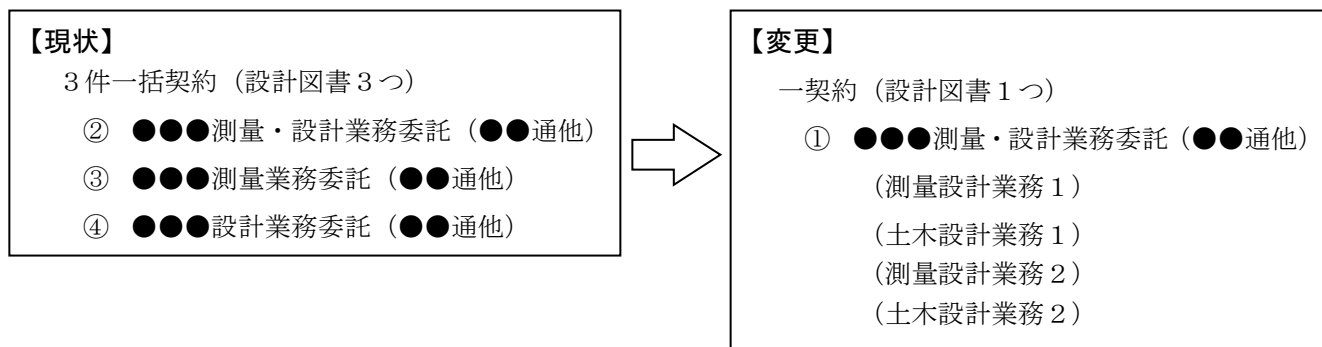
建設局における「複数件一括の測量・設計等業務委託」の見直しについて

建設局では、同一箇所等での測量・設計等業務委託を予算種別が異なる場合、複数件に分け、それを一括し「複数件一括の業務委託」として発注してきました。

この度、これを廃止し、令和7年4月以降は1件の測量・設計業務委託とすることとしますので、お知らせします。

1 イメージ

これまで「複数件一括の業務委託」として発注を行ってきましたが、1件の業務委託として取り扱います。



2 見直し概要

- (1) **設計図書は1つ（予算種別ごとにツリーを作成）**とし、業務委託名、履行場所、履行期間等も1つとします。
- (2) 設計図書に示す設計内訳書において、**履行期限末に先立って一部の委託内容等を完了する必要がある場合は、特記仕様書に引渡日を明記**し、引渡日までに既済部分検査（部分引渡し）を行います。
- (3) **委託成果書類は、1件の業務委託**として取り扱います。ただし、一部の成果品は、設計内訳書の区分ごとに整理することとします。
- (4) **業務成績評定点は1件の業務委託として評価**を行います。

4 見直し時期

令和7年4月以降に契約する業務委託から見直しを行います。

5 備考

比較的履行場所が近い建設局や他局発注の業務委託を入札等の都合により、一括して入札・契約する取扱い（経費調整なし）は継続します。